

○東松山市保育施設の利用調整等に関する規則

平成26年10月20日

規則第46号

改正 平成27年2月6日規則第4号

平成28年3月31日規則第30号

平成29年1月31日規則第1号

平成29年9月27日規則第36号

令和元年9月30日規則第13号

令和3年3月8日規則第24号

令和6年7月31日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）附則第73条第1項により読み替えて適用される法第24条第3項の規定による保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものに限る。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（以下「保育施設」という。）の利用についての調整（以下「利用調整」という。）及び保育施設の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(申込者)

第3条 保育施設の利用を希望し、入所の申込みができる者は、東松山市保育の必要性の認定基準等を定める条例（平成26年東松山市条例第24号）第3条各号のいずれかに該当する保護者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に居住している者

(2) 保育施設入所希望日までに市に転入することが確実な者

(入所日)

第4条 入所日は、各月の1日を原則とする。

(入所申込み)

第5条 保育施設に児童を入所させようとする保護者(以下「申込者」という。)は、保育施設利用申込書(様式第1号)に必要な事項を記載し、別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に定める書類は、入所を希望する日の前々月の1日から末日(末日が東松山市の休日を定める条例(平成2年東松山市条例第2号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)に当たるときは、その直前の市の休日でない日)までに提出するものとする。ただし、入所を希望する日の属する月が4月の場合は、市長が別に定める期間とする。

3 第1項の規定による申込みは、受付日から入所希望年度末まで有効とする。

4 前項の場合において、市長は、必要に応じ第1項に規定する書類の再提出を求めることができる。

5 申込者は、第1項の規定による申込みを取り下げようとする場合は、保育施設利用申込取下書(様式第2号)に必要な事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(利用調整)

第6条 市長は、毎月各保育施設の入所可能な児童数を把握の上、前条第2項に規定する入所申込期間内の申込者を対象に、申込時の児童の保育の必要性の程度を別に定める保育施設利用調整基準により指数化した上で、利用調整を行い、調整結果を申込者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により調整結果を通知しようとする場合で、入所を承諾したときは施設利用契約決定通知書(様式第3号)により、入所を承諾しなかったときは施設利用保留通知書(様式第4号)により申込者に通知するものとする。

3 第1項に規定する利用調整は、4月から翌年3月までの入所を対象に、対象月ごとに1回実施するものとする。ただし、対象月が4月の場合は、2回実施するものとする。

4 入所保留となった申込みは、当該申込みに係る入所希望年度内に限り、翌月以降の利用調整の対象とする。この場合において、利用調整の結果、再度入所保留となった申込みについては、第2項の規定にかかわらず、施設利用保留通知書による通知は行わないものとする。

(利用期間)

第7条 東松山市保育の必要性の認定基準等を定める条例施行規則（平成26年東松山市規則第45号）第8条の規定は、前条第1項に規定する利用調整の結果、入所承諾となった児童（以下「保育児童」という。）の保育施設の利用期間について準用する。この場合において、東松山市保育の必要性の認定基準等を定める条例施行規則第8条中「効力発生日」とあるのは、「入所日」と読み替えるものとする。

(入所承諾の取消し)

第8条 市長は、保育児童が保育施設に入所する日以前に次の各号のいずれかに該当したときは、当該児童の入所承諾を取り消すことができる。

- (1) 保育の必要性がなくなったとき。
- (2) 当該児童の申込者から入所辞退の申出があったとき。
- (3) 第3条各号に該当しなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めたとき。

(保育施設の転所)

第9条 保育児童の保護者は、保育施設に入所した後に他の保育施設への転所を希望するときは、保育施設転所申込書（様式第5号）を市長へ提出しなければならない。

2 第4条から第6条までの規定は、前項に規定する保育施設の転所の申込期間及び利用調整について準用する。この場合において、第6条第2項中「施設利用保留通知書（様式第4号）」とあるのは、「転所保留通知書（様式第6号）」と読み替えるものとする。

3 転所を希望する保育児童の保護者は、第1項の規定による申込みを取り下げようとする場合は、転所申込取下書（様式第7号）に必要事項を記入し、

市長に提出しなければならない。

(保育施設の退所)

第10条 保育児童の保護者は、当該保育児童を保育施設から退所させようとするときは、退所予定日の属する日の月の前月15日（15日が市の休日に当たるときは、その直前の市の休日でない日）までに保育施設退所届（様式第8号）により、市長へその旨を届け出なければならない。

(管外委託)

第11条 市長は、市外の保育施設を希望する入所申込みがあったときは、当該保育施設を管轄する市区町村と協議した上で、これを委託することができる。

2 前項の規定による委託の期間は、当該委託の日からその年度末までとする。ただし、委託先において別に年度内における期限を設けている場合は、この限りでない。

(管外受託)

第12条 市長は、他の市区町村の長からその市区町村に住所を有する申込者の児童を市内の保育施設に入所させることについての協議の申出があったときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当該申出を受けるものとする。

(1) 当該児童の申込者の勤務地が市内であるとき。

(2) 市内に居住している申込者の利用調整を行った上で、なお利用調整をする余地があるとき。

(施設長への報告)

第13条 市長は、第6条の規定により入所を決定したとき、第8条の規定により入所を取り消したとき、第10条の規定により退所の旨の届出があったとき及び前条の規定により管外受託を行ったときは、それぞれの場合において当該保育施設の施設長にその旨を通知するものとする。

(市長への報告)

第14条 保育施設の施設長は、当該保育施設の保育児童についてその家庭状

況等に変更があったときは、速やかに市長に報告するものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行の日以後に保育施設に入所する児童の保育施設の利用及び利用調整等の手続については、この規則の施行前においても第5条、第6条第8条、第11条及び第12条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成27年2月6日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第30号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の東松山市情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の東松山市個人情報保護条例施行規則、第4条の規定による改正前の東松山市職員駐車場使用規則、第6条の規定による改正前の東松山市税に関する文書の様式を定める規則、第7条の規定による改正前の東松山市分担金徴収条例施行規則、第8条の規定による改正前

の東松山市市民福祉センター条例施行規則、第9条の規定による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則、第10条の規定による改正前の東松山市生活保護法施行細則、第11条の規定による改正前の東松山市子ども医療費支給に関する条例施行規則、第12条の規定による改正前の東松山市保育園設置及び管理条例施行規則、第13条の規定による改正前の東松山市特定教育・保育施設等利用者負担金額に関する規則、第14条の規定による改正前の東松山市家庭的保育事業等設置認可等規則、第15条の規定による改正前の東松山市保育施設の利用調整等に関する規則、第16条の規定による改正前の東松山市児童手当事務処理規則、第17条の規定による改正前の東松山市子ども手当事務処理規則、第18条の規定による改正前の東松山市平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づく子ども手当事務処理規則、第19条の規定による改正前の東松山市放課後児童クラブ条例施行規則、第20条の規定による改正前の東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則、第21条の規定による改正前の東松山市保育の必要性の認定基準等を定める条例施行規則、第22条の規定による改正前の東松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関する規則、第23条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第24条の規定による改正前の東松山市基準該当障害福祉サービス及び基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則、第25条の規定による改正前の東松山市身体障害者福祉法施行細則、第26条の規定による改正前の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則、第27条の規定による改正前の東松山市障害者就労支援センター条例施行規則、第28条の規定による改正前の東松山市難病患者見舞金支給条例施行規則、第29条の規定による改正前の東松山市ホームヘルプサービス等手数料条例施行規則、第30条の規定による改正前の東松山市老人福祉法施行細則、第31条の規定による改正前の東松山市後期高齢者医療に関する条例施行規則、第32条の規

定による改正前の東松山市国民健康保険に関する規則、第 33 条の規定による改正前の東松山市国民健康保険税条例施行規則、第 34 条の規定による改正前の東松山市介護保険条例施行規則、第 35 条の規定による改正前の東松山市母子保健法施行細則、第 36 条の規定による改正前の東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則、第 37 条の規定による改正前の東松山市空き地の環境保全に関する条例施行規則、第 38 条の規定による改正前の東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例施行規則、第 39 条の規定による改正前の東松山のまちをみんなで美しくする条例施行規則、第 40 条の規定による改正前の東松山市化石と自然の体験館条例施行規則、第 41 条の規定による改正前の東松山市法定外公共物管理条例施行規則、第 42 条の規定による改正前の東松山市土地譲渡益重課税制度に係る優良宅地認定事務規則、第 43 条の規定による改正前の東松山市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務規則、第 44 条の規定による改正前の東松山市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例施行規則、第 45 条の規定による改正前の東松山市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則、第 46 条の規定による改正前の東松山市土地区画整理事業における清算金の徴収及び交付に関する規則、第 47 条の規定による改正前の東松山市ステーションビル管理規則、第 48 条の規定による改正前の東松山市箭弓町広場イベントスペース使用規則、第 49 条の規定による改正前の東松山都市計画東松山市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則、第 50 条の規定による改正前の東松山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する規則、第 51 条の規定による改正前の東松山市知的障害者福祉法施行細則、第 52 条の規定による改正前の東松山市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則及び第 53 条の規定による改正前の東松山市障害児通所給付費等の支給等に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 29 年 1 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月27日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第5条第2項の規定は、入所を希望する日が令和2年5月1日からとなる入所申込みから適用する。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市保育施設の利用調整等に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年3月8日規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市保育施設の利用調整等に関する規則（次項において「旧規則」という。）の規定により作成された文書、様式等については、この規則による改正後の東松山市保育施設の利用調整等に関する規則の相当規定により作成されたものとみなす。

3 この規則の施行の際、旧規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和6年7月31日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市保育施設の利用調整等に関する規則（次項において「旧規則」という。）の規定により作成さ

れた文書、様式等については、この規則による改正後の東松山市保育施設の利用調整等に関する規則の相当規定により作成されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際、旧規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第5条関係)

保育施設利用申込書

東松山市長 宛て

年 月 日

下記のとおり、保育施設の利用を希望します。

| | | | |
|-------|--|-------|------|
| ふりがな | | 生年月日 | 性別 |
| 児童氏名 | | 年 月 日 | |
| 入所希望月 | | 年 月 | 入所希望 |

<注意事項>(下記事項を確認し、保護者氏名欄に署名してください。)

- 希望の高い順に利用調整(選考)を行いますので、必ず希望の高い順に記載してください。
- 希望保育施設に記載した施設のみ利用調整の対象となります。
- 見学の有無にかかわらず申請は可能ですが、各園の特徴等を確認してもらうことから、お子様との見学をお願いしております。なお、施設見学時は、次の点を施設に確認してください。
 - ・保育時間(開所時間、閉所日)、保育内容、保育料以外の実費負担額
 - ・お子様の発育や病気・障害等の状況、食物アレルギーの対応
 - ・その他不明な点等
- 入所内定後、上記3.の確認をしておらず、施設での受入れが困難であると判断された場合入所ができなくなる可能性があります。
- 入所の決定を辞退した場合、次回以降の利用調整において減点の対象となります。

注意事項1から5について、確認及び了承しました。

保護者氏名 _____

希望保育施設
(見学した施設に☑してください。)

見学の
状況

見学の
状況

| | | | |
|-------|--------------------------|-------|--------------------------|
| 第1希望 | <input type="checkbox"/> | 第11希望 | <input type="checkbox"/> |
| 第2希望 | <input type="checkbox"/> | 第12希望 | <input type="checkbox"/> |
| 第3希望 | <input type="checkbox"/> | 第13希望 | <input type="checkbox"/> |
| 第4希望 | <input type="checkbox"/> | 第14希望 | <input type="checkbox"/> |
| 第5希望 | <input type="checkbox"/> | 第15希望 | <input type="checkbox"/> |
| 第6希望 | <input type="checkbox"/> | 第16希望 | <input type="checkbox"/> |
| 第7希望 | <input type="checkbox"/> | 第17希望 | <input type="checkbox"/> |
| 第8希望 | <input type="checkbox"/> | 第18希望 | <input type="checkbox"/> |
| 第9希望 | <input type="checkbox"/> | 第19希望 | <input type="checkbox"/> |
| 第10希望 | <input type="checkbox"/> | 第20希望 | <input type="checkbox"/> |

様式第2号(第5条関係)

保育施設利用申込取下書

年 月 日

東松山市長 宛て

保護者住所

保護者氏名 _____

下記児童の保育施設申込みについて、取下げをします。

記

| ふりがな 申込児童氏名 | 生年月日 | |
|----------------|------|-------|
| | 年 | 月 日 生 |
| 取下げの理由 | | |

- *一度取下げをすると、当該年度中については、利用調整(選考)の対象外となります。
- *当該年度中に再度入所を希望する場合、新規に希望保育施設申込書等を提出していただくことになります。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

東松山市長

施設利用契約決定通知書

次のとおり利用施設が決定しましたので通知します。

| | |
|-------------------------|--|
| 施設を利用する子どもの 氏名及び生年月日 | |
| 利用する施設の名称 及び所在地 | |
| 決定年月日 | |
| 決定利用期間 | |

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

東松山市長

施設利用保留通知書

申込みのありました施設・事業所の利用については、次の理由により保留となりましたので通知いたします。

| | |
|--------------|--|
| 子どもの氏名及び生年月日 | |
| 理由 | |
| 有効期限 | |

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東松山市長に対して審査請求をすることができます。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東松山市を被告として（訴訟において東松山市を代表する者は東松山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号(第9条関係)

保育施設転所申込書

年 月 日

東松山市長 宛て

保護者住所 東松山市 _____

保護者氏名 _____

電話番号 _____

下記のとおり、転所申込書を提出します。

| | | | | | | |
|-------|----------|--|------|----|-------|---|
| 在所児童 | ふりがな氏名 | | 生年月日 | 年 | 月 | 日 |
| | 在所施設名 | | クラス | 現在 | 歳児クラス | |
| 転所希望月 | 年 月 転所希望 | | | | | |

<注意事項>(下記事項を確認し、保護者氏名欄に署名してください。)

- 1 転所決定後(選考後)は、いかなる場合でも転所の辞退はできません。
- 2 転所決定後(選考後)は、いかなる場合でも元の保育施設へ戻ることはできません。
- 3 転所申込みを取下げする場合は、毎月の入所(転所)申込期限までに担当課へ申し出てください。
- 4 見学の有無にかかわらず申請は可能ですが、各園の特徴等を確認してもらうことから、お子様との見学をお願いしております。なお、施設見学時は、次の点を施設に確認してください。
 - ・保育時間(開所時間、閉所日)、保育内容、保育料以外の実費負担額
 - ・お子様の発育や病気・障害等の状況、食物アレルギーの対応
 - ・その他不明な点等
- 5 転所内定後、上記4.の確認をしておらず、施設での受入れが困難であると判断された場合転所保留(現在在所している施設を継続)となる可能性があります。

注意事項1から5について、確認及び了承しました。

保護者氏名 _____

| | | | | | | |
|---------------------------|--|--|--------------------------|------|--|--------------------------|
| 転所希望保育施設名(見学した施設に☑してください) | 第1希望 | | <input type="checkbox"/> | 第3希望 | | <input type="checkbox"/> |
| | 第2希望 | | <input type="checkbox"/> | 第4希望 | | <input type="checkbox"/> |
| 転所理由 | <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹が在所している <input type="checkbox"/> 自宅から近い <input type="checkbox"/> その他() | | | | | |
| 2人以上の児童の転所を希望する場合 | <input type="checkbox"/> 同時に同じ保育施設に転所できなければ転所しない(同時同施設のみ希望) <input type="checkbox"/> 1人でも転所できれば転所する | | | | | |
| 備考 | ※保育施設に既に入所している兄弟姉妹(いる ・ いない) 氏名() 生年月日() 施設名() | | | | | |

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

東松山市長

転所保留通知書

申込みのありました施設・事業所の転所については、次の理由により保留となりましたので通知いたします。

| | |
|--------------|--|
| 子どもの氏名及び生年月日 | |
| 理由 | |
| 有効期限 | |

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東松山市長に対して審査請求をすることができます。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東松山市を被告として（訴訟において東松山市を代表する者は東松山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号(第9条関係)

転所申込取下書

年 月 日

東松山市長 宛て

保護者住所

保護者氏名 _____

下記児童の転所申込みについて、取下げをします。

記

| ふりがな 申込児童氏名 | 生年月日 | |
|----------------|------|-------|
| | 年 | 月 日 生 |
| 取下げの理由 | | |

- *一度取下げをすると、当該年度中については、利用調整(選考)の対象外となります。
- *当該年度中に再度転所を希望する場合、新規に保育施設転所申込書を提出していただくことになります。

様式第8号(第10条関係)

保育施設退所届

東松山市長 宛て

年 月 日

保護者住所

保護者氏名

保育施設へ入所中の児童について、次のとおり退所を希望します。

| | |
|-------------------|--------|
| 入所児童の氏名及び 生年月日 | 年 月 日生 |
| 認定者番号 | |
| 入所中の保育施設の名称 | |
| 退所希望年月日 | |
| 退所理由 | |

- 様式第 1 号 (第 5 条関係)
- 様式第 2 号 (第 5 条関係)
- 様式第 3 号 (第 6 条関係)
- 様式第 4 号 (第 6 条関係)
- 様式第 5 号 (第 9 条関係)
- 様式第 6 号 (第 9 条関係)
- 様式第 7 号 (第 9 条関係)
- 様式第 8 号 (第 10 条関係)